

H31.2改定

安城市社会福祉協議会 ボランティアセンター

個人登録の手引き

問い合わせ先

安城市社会福祉協議会ボランティアセンター

電話 (0566) 77-2945

FAX (0566) 73-0437

Eメール: syakyovola@city.anjo.aichi.jp

ボランティア相談日: 毎週火から土曜日まで

午前9時～正午

午後1時～5時

ボランティアセンターとは

ボランティア活動に参加したい方の相談、ボランティアの協力（派遣）を希望する方や機関との連絡調整をはじめ、ボランティア活動者の育成、福祉教育の推進、ボランティア活動の啓発などを行っています。

I ボランティア登録について

- | | |
|--------------|-------|
| 1 個人ボランティアとは | ・・・ 2 |
| 2 登録方法 | ・・・ 2 |
| 3 登録期間 | ・・・ 2 |
| 4 登録内容の変更 | ・・・ 2 |

II 支援内容について

- | | |
|-------------------|-------|
| 1 ボランティア保険への加入 | ・・・ 2 |
| 2 ボランティアに関する情報の提供 | ・・・ 2 |
| 3 情報発信の支援 | ・・・ 3 |
| 4 ボランティア室の利用 | ・・・ 3 |
| 5 機材の使用・印刷用紙の支給 | ・・・ 3 |
| 6 研修参加費助成金 | ・・・ 4 |
| 7 備品の貸し出し | ・・・ 4 |

III 資料

- | | |
|----------------|-------|
| 2 ボランティア保険のご案内 | ・・・ 5 |
|----------------|-------|

I ボランティア登録について

個人でボランティア活動を行っている方、またはこれから活動したい、活動するために情報が欲しいと思っている方は、ボランティアセンターに個人ボランティアとして登録できます。登録することにより、ボランティアセンターの支援の対象となります。

1 個人ボランティア活動とは

団体等に所属せず、個人が社会的に支えあうために無償で自発的に行う活動です。個人の自己研鑽のための学習活動は、ボランティア活動とはみなしません。

2 登録方法

ボランティアセンターに「安城市社協ボランティアセンター個人登録申請書」をご提出ください。

個人登録申請書は、安城市社協ホームページからダウンロードできます。

3 登録期間

登録期間は、申請日からその年度の3月31日までです。

次年度以降の登録については、3月上旬に登録更新の案内を送りますので、年度末までに書類をご提出ください。

※更新手続きが行われなかった場合は、自動的に登録を取り消します。

4 登録内容の変更

個人登録申請書の内容に変更があった場合は、随時ご連絡ください。連絡がない場合は、ボランティア保険で補償されない可能性があります。

II 支援内容について

1 ボランティア保険への加入

ボランティア活動中の事故に備えるために、ボランティア保険への加入をおすすめします。5ページの「ボランティア保険のご案内」をご参照ください。

2 ボランティアに関する情報の提供

登録ボランティアのうち希望される方には、募集中のボランティア活動やボランティアに関する研修・イベントの情報等を随時お送りします。新しい活動の開拓や、ボランティアに関する勉強にお役立てください。

3 情報発信の支援

社会福祉会館 2 階の「ボランティア情報コーナー」にある掲示板やラックを利用できます。活動やイベントのPRなどにお使いください。

※ 掲示物には、掲載者氏名と連絡先を記載し、ボランティアセンターにご提出ください。

※ 掲示期間は最長 3 か月とし、期間を過ぎたものは処分します。

4 ボランティア室の利用

社会福祉会館及び下記の福祉センターのボランティア室を無料で利用できます。なお、ボランティア室は共有で使用する部屋のため占有、予約はできません。

《利用方法》

- ① 利用が重なる場合があるため、利用施設へ状況の確認をおすすめします。
- ② 利用の際は、窓口へお声掛けください。

施設名	住 所	電話番号	開館時間
社会福祉会館 ボランティア室	赤松町大北 78-4	7 7 - 2 9 4 5	午前 9 時～ 午後 5 時
桜井福祉センター ボランティア室	桜井町新田 20	9 9 - 7 3 6 5	(火～土曜) 午前 9 時～ 午後 9 時
北部福祉センター ボランティア室	東栄町 6-9	9 7 - 5 0 0 0	
西部福祉センター ボランティア室	福釜町西天 12	7 2 - 6 6 1 6	(日曜・祝日) 午前 9 時～ 午後 5 時
作野福祉センター ボランティア室	篠目町二タ又 27-1	7 2 - 7 5 7 0	

※ 総合・中部・安祥福祉センター、明祥プラザにはボランティア室はありません。

5 印刷機材の使用・印刷用紙の支給

ボランティア活動に必要な印刷物は、社会福祉会館及び各福祉センターのコピー機と印刷機を使用できます。印刷物が大量になる場合は、社会福祉会館をご利用ください。

社会福祉会館では、下記の機材が利用できます。

機 材	利 用 料 金
大型プリンター	A1 サイズ 300 円／枚
ラミネーター	A4 サイズ 10 円／枚、 A3 サイズ 20 円／枚
製本機	製本の厚さの計が 10 cm 以内の場合 1 冊 100 円 10cm 以上の場合 5 cm 毎に 50 円加算
パソコン・紙折り機 丁合機・裁断機 電動ホッチキス機	無料

場 所	コピー機	印刷機	用紙の支給
			カラー紙(チラシ用)
社会福社会館	無 料		
総合福祉センター(団体共用室)	社会福社会館をご利用ください		
桜井・北部・西部・作野・中部 安祥福祉センター・明祥プラザ	用紙持参の 場合は無料	用紙持参の 場合は無料	×

6 研修参加費助成金

ボランティア活動内容に直結し、技術や知識の向上が期待できる講習会、研修会などにかかる経費を1人につき年間20,000円を限度として助成を行っています。
※助成を希望される方は事前にお申し出ください。

7 備品の貸し出し

《 ボランティアセンター備品一覧 》

車いす(福祉活動用)	段差モデル	アイマスク
高齢者疑似体験セット	イヤーマフ	点字板
視覚障がい者用ゲーム (トランプ、オセロ)	聴覚障がい者用磁気ループ	ノートパソコン
プロジェクター	スクリーン	OHC(実物投影機)
アンプセット	拡声器	テント
ハソリ※ガスボンベは 除く	メッシュベスト (ボランティアロゴ)	ウィンドブレーカー (ボランティアロゴ)
腕章	着ぐるみ(サンタ・トナカイ)	缶バッジメーカー

令和元年度ボランティア保険のご案内

ボランティア活動中の事故に備えるために、ボランティア保険があります。安心して活動を行えるよう、自分に必要な保険を選択し、加入することをおすすめします。

ボランティア 活動保険

- ① ボランティア活動中の事故によりボランティア本人がケガをした場合
 - ② ボランティア活動者が、活動中に他人に対して損害を与えたことにより、損害賠償問題が生じた場合
- ①、②の場合を補償する年度更新制の保険です。

- ・個人及び団体登録申請書に記載されていない内容のボランティア活動をする時は、事前にボランティアセンターへ届け出てください。届出が無い場合補償の対象外となることがあります。
- ・基本プランと、地震・噴火・津波によるケガも補償される天災プランがあります。

プラン		掛け金	補償内容					
			傷害					賠償
			死亡	後遺障害 (限度額)	入院 (日額)	手術	通院 (日額)	対物・対人 人格権侵害
A	基本	250 円	700 万円	700 万円	5,000 円	入院中の 手術は入 院日額の 10 倍、 それ以外 は 5 倍	3,000 円	5 億円
	天災	400 円						
B	基本	300 円	950 万円	950 万円	6,000 円		3,600 円	
	天災	500 円						
C	基本	350 円	1,300 万円	1,300 万円	6,500 円		4,000 円	
	天災	600 円						

※基本から天災へ変更する場合は、差額の支払いで変更できます。

補償の対象となる事故例

1 傷害保険

- ・ボランティア活動中に転んでケガをした。
- ・ボランティア活動からの帰宅途中に自転車に跳ねられケガをした。
- ・ボランティア活動中に食べた弁当でボランティア自身が食中毒になった。

2 賠償責任保険

- ・介護ボランティア中に、誤って車いすから利用者 を落としケガをさせ賠償責任を負った。
- ・ボランティアが体育館備え付けの運動具を破損させ賠償責任を負った。保管物について正当な権利を有する者に対する法律上の損害賠償責任のみが対象となります。
- ・ボランティアが調理し配給した弁当で食中毒が発生し、賠償責任を負った
- ・ボランティアが建てた仮設テントが、設置の不備 により倒れ、下にいた子どもがケガをして賠償責任を負った。

活動中に事故が起きた場合や、保険に関するお問い合わせは・・・
安城市社会福祉協議会ボランティアセンター（TEL0566-77-2945）